

財務省告示第三百六十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年七月二十六日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年八月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百六 十一回）	二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	三	の法律及びそ の條項の適 用等	四	発行方法 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	五	発行額 千七百四十九億六千六百四十八 万円	六	払込金額 千七百四十九億六千六百四十八 万円	七	最低額面金 五万円	八	振替単位 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。	九	発行日 平成十六年七月二十六日	十	発行価格 額面金額百円につき百円四十四 銭	十一	利率 年一・八パーセント	十二	経過利率 日本郵政公社総裁は、払込金額
---	----------------------------------	---	--	---	-----------------------	---	---	---	-----------------------------	---	------------------------------	---	--------------	---	--	---	--------------------	---	-----------------------------	----	-----------------	----	------------------------

の  
払  
込  
み

に  
加  
え  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
第  
十  
八  
号  
に  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
も  
の  
と  
す  
る  
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{36}{365}$$

十  
三  
  
初  
期  
利  
子

平  
成  
十  
六  
年  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
た  
だ  
し  
、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
（  
以  
下  
、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。  
）  
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十  
四  
  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る  
利  
子  
を  
支  
払  
う  
。

十  
五  
  
償  
還  
期  
限

平  
成  
十  
六  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円

十  
六  
  
元  
利  
金  
支  
払

日  
本  
銀  
行

十  
七  
  
払  
込  
期  
日

平  
成  
十  
六  
年  
七  
月  
二  
十  
六  
日

十  
八